

---

○議長（近藤八郎君） ただいまから、休会を解き、令和3年下川町議会定例会を再開し、12月定例会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、全員の8人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本定例会議の会議録署名議員は、下川町議会会議条例第123条の規定により、5番 我孫子洋昌 議員及び6番 蓑谷春之 議員を指名いたします。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第2 「委員会報告」

議会の運営について、議会運営委員長から報告を頂きます。

我孫子洋昌 議会運営委員長。

○議会運営委員長（我孫子洋昌君） 令和3年下川町議会定例会12月定例会議の運営について、去る12月8日に開催いたしました議会運営委員会の審議結果について御報告いたします。

当日は、本会議の開催日日程及び審議要領等について審議を行いました。

12月定例会議の提案事項については、町長提案が22件で、内容は行政報告2件、条例改正7件、一般議案2件、補正予算7件、諮問2件、報告2件でありました。

また、議会提案は1件で、内容は委員会報告1件であります。

これらの状況を考慮し、12月定例会議の審議を要する期間については、本日12月13日から17日の5日間とすることとし、本会議については、本日13日及び15日、17日の3日間とすることといたしました。

次に、町長提案議案等の審議要領等についてであります。条例改正の「下川町新規就農者等に関する条例の一部を改正する条例」及び「下川町地域間交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」並びに補正予算の「令和3年度一般会計補正予算(第9号)」については、総務産業常任委員会に付託し、本会議休会中に審査をしていただくことといたしました。

そのほかの町長提出案件19件、議会提案1件については、提案日に本会議において審議、報告を行うことにいたしました。

次に、一般質問については、12月7日、午前10時の通告期限までに、5名の議員から通告がありました。

このことから、12月15日に5名の一般質問を行うことにいたしました。

なお、質問方法等は、下川町議会会議条例及び下川町議会会議条例等運用例に基づいて行うこととなります。

以上、議会運営委員会における審議結果報告といたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありました。委員長の報告のとおり、12月定例会議の審議を要する期間について、本日13日から17日までの5日間としてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認め、12月定例会議の本会議の審議を要する期間は、本日13日から17日の5日間といたします。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第3 「諸般の報告」を行います。  
報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。  
以上で諸般の報告を終わります。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第4 「行政報告」を行います。  
町長。

○町長（谷一之君） 皆さん、おはようございます。行政報告を行う前に、今定例会議に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

本年も早いもので既に師走を迎え、2021年も指折り数える季節となってまいりました。

これまで穏やかな天候が続き、過ごしやすい暮らしを送っておりましたが、今朝ほどの降雪により、辺り一面銀世界と化し、北海道の厳しい冬の到来を感じるところでございまして、住民の皆さんには除排雪や暖房の準備を怠ることなく、これからの日々を過ごしていただくことを願う次第でございます。

また、新型コロナウイルス感染では、現在減少傾向にありますが、海外でのオミクロン変異株が猛威を振るっており、本町においても油断することなく、御家庭や職場におきまして徹底した感染対策を講じるようお願い申し上げます。

さて、このような折、議員各位には、令和3年12月定例会議を開催させていただきまして、御多用の中、御出席を賜り、心より感謝申し上げます。

本定例会議に提案させていただき議案は、条例案件7件、単行案件2件、予算案件7件、諮問案件2件、報告案件2件の計20件であり、そのほか2件について行政報告をさせていただきます。

議員各位には、議案審査に当たりまして、更なる御指導を賜りますようお願い申し上げます。開会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。

それでは、行政報告を述べさせていただきます。

一般財団法人 下川町ふるさと開発振興公社の令和3年4月から9月までの上半期営業成績と中間決算について、御報告を申し上げます。

まず、本年におきましても、新型コロナウイルス感染症による影響の対策として、宿泊施設の指定管理者へ指定管理者持続化給付金として支援を行っているところでありますが、本報告の収入額につきましては、それらを含んだ金額を御報告しておりますことを申し添えます。

はじめに、五味温泉の運営状況について御報告申し上げます。

利用客の入館状況についてであります。宿泊、日帰りを合わせた利用客数は 35,262 人で、前年と比較し 1,902 人、5.1%の減少となっております。

宿泊客数は 2,511 人で、前年と比較し 459 人、22.4%の増加となっております。

日帰り客数につきましては 32,751 人、1 日平均 185 人のお客様に御利用いただき、前年と比較し 2,361 人、6.7%の減少となっております。

次に、収支状況についてであります。本年 4 月から 9 月までの営業日数は 177 日間であり、収入額は 6,591 万円で、前年と比較し 1,044 万円、18.8%の増加となっております。

また、支出額は 6,273 万円で、前年と比較し 905 万円、16.9%の増加となっておりまして、上半期の事業収支差額は 318 万円となっております。

次に、結いの森の運営状況について御報告申し上げます。

利用状況であります。宿泊客数は 1,419 人で、前年と比較し 318 人、28.9%の増加となっております。

次に、収支状況であります。収入額は 2,100 万円で、前年と比較し 293 万円、16%の増加となっております。

また、支出額は 1,329 万円で、前年と比較し 64 万円、5%の増加となっておりまして、上半期の事業収支差額は 771 万円となっております。

宿泊施設の管理運営の現状としましては、5 月から 6 月、8 月から 9 月にかけて発出された緊急事態宣言の影響を受けながらも、ワクチン接種等による感染者数の減少に伴う観光、ビジネス需要の増加や、指定管理者持続化給付金による支援の実施などにより、おおむね前年度より好調に推移しているところであります。

今後につきましては、新型コロナウイルスの新たな変異株が確認されるなど、先行きの見通せない状況であります。基本的な感染症対策の徹底を図り、11 月から再開されました「新しい旅のスタイル」や、12 月より再開されました「どうみん割」、また、1 月より再開が予定されております「G o T o トラベル事業」などの誘客施策を活用するほか、本町におきましても、11 月から開始しております「しもりんポイント付き宿泊プラン事業」などにより、利用促進を図ってまいります。

最後に、クラスター推進事業について御報告申し上げます。

クラスター推進部は、産業振興に資する調査研究や産業クラスター推進による企業・団体等の支援、また、町の運営費助成金を基本として、地域振興に関する調査研究のほか、地域製品の販売促進などを進めてきたところであります。当初の目的達成のため、令和 2 年度をもってクラスター推進部を廃止したところであります。

今年度は清算手続とともに、移行期間として、公社事務局として、空き家対策や炭素本位制の普及啓発などの委託事業について、継続して行っているところであります。

以上が本年度の中間決算における状況であります。

議員各位、町民の皆様の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。行政報告といたします。

二つ目でございます。企業貸付工場における土壌汚染の根本的改善について、御報告をいたします。

当工場につきましては、誘致企業として、その前身である「株式会社松澤光学」が、昭

和 59 年 1 月、下川工場を操業し、その後、「日本マイザー株式会社」に社名を変更するなどして、平成 5 年 9 月に設立した「マトラスターテクノクラシー株式会社」が、その事業及び人員を継承して、光学ガラス、時計用ガラス製造などの事業を展開してまいりました。

この間、日本経済を取り巻く環境の変化や世界同時不況、円高など、厳しい状況下の中で、製造拠点の海外シフトが取られてきたところでもあります。

こうした中、下川工場では、生産ライン移管後も、将来を見据え、光学ガラス生産からリサイクル装置及び省力機械の開発組立など、新規事業への転換を目指すとともに、新規顧客獲得のための営業展開など、様々な経営努力を重ねながら、下川工場が操業されてきたところでもあります。

これまでの生産事業の中で、使用履歴のある物質について、土壤汚染対策法の基準に則り、検査を進めるとともに、これまでその都度対策を実施してきたと報告を受けてきたところでもあります。

マトラスターテクノクラシー株式会社が、根本的改善を目的に、法律上の自主調査の位置づけで、今年の 7 月に 1 次調査、8 月に 2 次調査を実施したところ、「揮発性有機化合物」については、建物内に一部土壤汚染が生じているとともに、建物外で地下水汚染が生じている状況にあります。以前より揚水対策を継続しており、敷地外への拡散を防止している状況にあります。

「重金属」につきましては、鉛の土壤汚染及び、ほう素の土壤汚染が確認されましたが、地下水汚染は生じておらず、ただちに汚染が拡散する状況ではありません。

このように自主調査の結果について、マトラスターテクノクラシー株式会社が北海道へ報告し、この調査結果を踏まえ、区域の指定がされる見込みとなっており、具体的な汚染対策につきましては、汚染された土壤の入れ替えが必要になり、土壤入れ替えのため、第 1 工場、第 2 工場の建物の解体が必要になります。

町といたしましては、10 月 19 日に松澤 晃 社長と面談し、「土壤汚染に関して根本的な改善対策を実施すること」、「想定される 2 年間の経過観察期間の終了まで責任を持って対応すること」、「建物解体費、汚染処理対策費用の負担について対応すること」、「長年にわたる下川町との関係性を考慮し、今後の方向性について十分協議すること」などを要請したところでもあります。

マトラスターテクノクラシー株式会社主催による町民への説明につきましては、関係する中成北、中成南、元町公区長への説明とともに、近隣の住民の皆さんへの説明を 12 月 10 日に実施しております。

なお、中成北、中成南、元町公区の住民への説明会につきましても、12 月 22 日に実施する予定でございます。

いずれにいたしましても、町民の皆様のお安全安心な暮らしを守るため、引き続き対応してまいりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 以上で行政報告を終わります。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 5 報告第 6 号「下川町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査の報告について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） 報告第 6 号 下川町議会一般質問等答弁事項進捗状況調査について、御報告申し上げます。

福祉施設につきましては、それぞれ経営改善を図っているところではありますが、職員確保の課題や人口規模の減少など社会情勢が変化する中で、今後の各施設の運営形態については、十分協議しながら、将来の下川にとって真に必要な施設かどうかを見極め、判断をしていきたいと考えています。

以上申し上げます、報告といたしますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありました、特に質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。  
以上で報告を終わります。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 6 議案第 24 号「下川町税条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 24 号 下川町税条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、軽自動車税の納期の変更を行うものであり、地方税法において、軽自動車税の賦課期日は 4 月 1 日、納期は 4 月中と規定されておりますが、納期については特別な事情がある場合は異なる納期を定めることができる規定となっており、変更することにより、軽自動車税の新規取得、廃車等の状況を確認できる期間を十分確保し、より適正な課税を図るため、改正を行うものであります。

改正内容は、納期を「4 月 15 日から同月 30 日まで」を「5 月 15 日から同月 31 日まで」とする改正を行うものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますが、詳細につきましては、担当課長に説明させますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 高橋祐二 税務住民課長。

○税務住民課長（高橋祐二君） それでは、議案第 24 号 下川町税条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

下川町税条例の新旧対照表を御覧いただきたいと思います。

軽自動車税の種別割の賦課期日は4月1日で、4月14日までに納付書を発送し、4月15日から30日までに納付いただくこととなっております。

軽自動車を購入、名義変更した場合は、納税義務者が提出する軽自動車税申告書は、軽自動車申告事務処理協議会…事務局は上川町村会ですが…そちらの方で取りまとめた後、市町村に送付され、課税登録、名義変更などの手続を行っておりますが、3月下旬から、申告者は時間的なズレが生じ、購入や変更者に納付書が届かないことや、変更後に軽自動車を所有していないのに納付書が届くことがございます。

そうしたことから、現在の納期、「4月15日から同月30日まで」を「5月15日から同月31日まで」に期間を確保し、適正な課税を図るための改正でございます。よろしくお願いたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第24号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第24号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第7 議案第25号「下川町公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 25 号 下川町公の施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、下川町公の施設の設置及び管理に関する条例に規定されている「下川町林業総合センター」を今年度限りで廃止するため、必要な改正を行うものであります。

林業総合センターは、林業者等の研修、集会などの活動を充実・強化し、林業生産活動の活性化を図ることを目的に、平成 5 年に整備し、施設を活用してまいりましたが、利用頻度が少なく、利用者も限られておりました。

また、建設から 28 年を経過し、小破修繕を繰り返しながら維持管理してまいりましたが、御存知のとおり躯体に及ぶ問題が発生し、改修には多額の費用がかかることが示されております。

町といたしましては、利用者の安全性、施設の将来性、経済性を総合的に検討した結果、令和 3 年度末をもって廃止し、令和 4 年度に解体する方向で、持分登記をされている森林組合と協議を重ねてまいりました。

この結果、森林組合といたしましては、現在地に事務所を新築され、下川町の林業・林産業の拠点とするとのことから、林業総合センターを発展的に解消するものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 古屋宏彦 農林課長。

○農林課長（古屋宏彦君） 私の方からは、詳細についてということでございます。

この件につきましては、令和 2 年度から 3 年度にかけて森林組合と協議をしているところでございます。

森林組合におきましては、令和 3 年 3 月の理事会におきまして、先ほど町長が提案いたしました内容のとおり決定をしているところでございます。

なお、この件につきましては、森林組合の中で検討委員会を設け、副組合長が委員長として内容を今検討しているところでございます。

木造平屋建てというところと、後、面積はおよそ 280 m<sup>2</sup>というふう聞いておりますが、詳細については、ただいま検討中でございます。

以上、詳細の報告とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

5 番 我孫子議員。

○5 番（我孫子洋昌君） 林業総合センターの廃止ということで、提案並びに説明がありました。

改めてなのですが、結局あの建物は、今回廃止という…取り壊しということになるんですけれども、そもそもの設計がまずかったのか、あるいは使った建築資材及び建て方がまずかったのか、あるいは使い方が良くなかったのか、この三つのうちどれが主な原因となって取り壊しと…建て替えということになるんでしょうか。

また、林業総合センターの機能については、森林・林業・林産業の…下川の拠点という位置づけでありましたが、その位置づけについては、今後は森林組合の施設にその機能を委託するというか…お願いするというような位置づけというか…役割というものを担っていただくと、そういったことで町と森林組合の間での協議が進んでいるといったところでしょうか。

以上、2点について、お伺いいたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

農林課長。

○農林課長（古屋宏彦君） 今、御質問ありました、まず1件目、建物の関係です。

これについては、設計、後は建て方、使い方、いずれが特定な原因ということが実はできておりません。現実的には設計のとおり施工したということで、当時、竣工の段階での検査も了解をされていることでしたし、取り立てて維持管理が悪いところも具体的には把握できておりません。後、設計についても、適切に設計をされたというふうな状況でありまして、現状としてはどのような原因かというのはつかみきれていない、これが現状でございます。

それと後、機能の関係です。

元々、公の施設ということでありましたけれども、実は新しく森林組合さんが新築されるところにおきましては、実は森林組合自体が森林組合法によって運営をされている施設でありまして、公的な機能を元から有するものというふうな認識がございます。

そのような中において、森林組合はこの下川地域の森林施業の関係、後は広くいろんな関連する産業なども総合的に物事を調整していくものはおのずから持っているというふうな認識でございます。なお、森林組合につきましては、町有林の施業につきましては、町の方から委託をさせていただいております。

そのような観点と、後、民有林の施業の関係の調整は、これも併せてしていくということも考えますと、必然としてどうしても中核化、若しくはこの地域の林業・林産業の調整をする…その中核となり得るものというふうになります。

今回、このような形で公の施設から除かれますけれども、町としては今後も森林組合といろいろ情報を連携しながら、また協議をしながら、下川町の森林・林業…ここをどうやって高められるか、これはもう不断の努力を続けていきたいと考えております。以上です。

○議長（近藤八郎君） 5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 林業総合センターの役割が森林組合の施設ということで、その森林組合法に基づいて、ある程度公的な役割を担うという説明がありました。



一つ目の、なぜ…これを建て替えるに至ったかというところは、それぞれがきちっと設計をし、建てて、使ってきたということでも…それでも経年劣化なのか…いろいろな事情により、今回建て替えに至ったということなので、下川町内ですね…様々な施設がありまして、それらが今後…原因が分からないけれども…様々な理由によって建て替えなければならないという事情が今後も発生していくというふうなことが類推されますので、ここについてはある程度の原因といったものがしっかりとないと、今後も…また壊れたから建て替えなきゃならないとか、公の施設から外さなければならないといったものが…出てこないとは限らないということに…今の説明だとあり得ますので、そのあたりについて改めて町の所有する施設ですね…特に木質をいっぱい使ってるものについては、しっかりとした点検と状況の把握に努めていただきたいということを私からは申し上げたいと思います、そのあたり何か考え方があればお伺いいたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） 林業総合センターについては、今、古屋課長の方で説明したとおりなのですが、その他の公の施設等につきましては、やっぱり事情がそれぞれ違ってございます。例えば教員住宅等で…非常に経年劣化もあるものがございますが、実は原因がそのほかにもございまして、例えばキノコが発生して、なかなかその処理がかなわなかったという、こういうようにはっきりした原因が分かる場合もあります。また、想定できないものも多々あるかと思いますが、いずれにしても、原因、要因等については突き止めをしながら、今後の対策を進めていくということは間違いなくやっていくつもりでございますので、御理解をいただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、これで質疑を終わります。  
これから討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。  
これから、議案第 25 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 25 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 8 議案第 26 号「下川町公営住宅管理条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 26 号 下川町公営住宅管理条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、公営住宅整備事業において、現在建設中であります住宅の種別、位置及び戸数等に係る条例の改正であります。

事業の概要につきましては、元町団地において、現在、木造二階建一部平屋建ての 1 棟 5 戸を建設しており、このうち二階建ての 4 戸は公営住宅、平屋建ての 1 戸は地域優良賃貸住宅として設定しております。

今回の改正は、公営住宅部分について、下川町公営住宅管理条例の一部を改正し、別表に 4 戸を加えるものであります。

住居形式は 1LDK で、家賃につきましては、入居者の収入や住宅の規模により、公営住宅法で示す係数等によって算定し、入居者ごとに家賃を設定いたします。

なお、地域優良賃貸住宅に関しましては、下川町特定公共賃貸住宅管理条例と同様に条例の別表に家賃を記載する必要があることから、建設費が確定し、家賃を算定してから、改めて条例の提案をさせていただきたいと考えております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますが、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしく願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 平野好宏 建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） それでは私から、議案第 26 号 下川町公営住宅管理条例の一部を改正する条例につきまして、議案第 26 号説明資料に基づきまして御説明申し上げます。資料を御覧ください。

本案は、現在、元町団地に建設中の公営住宅整備に伴い、現行条例の別表部分に、建設中の二階建て 4 戸の住宅を追加する改正となっております。

資料右側の表に追加する、令和 3 年度、木造二階建、床面積 62.1 m<sup>2</sup>の 2 戸の住宅は、一階、二階の住宅になります。

床面積 46.78 m<sup>2</sup>の住宅は一階部分、床面積 60.65 m<sup>2</sup>の住宅は 2 階部分となっております。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） 残りの1戸ですね、地域優良賃貸住宅として設定されるということですが、地域優良賃貸住宅というのになると、町に対して何か助成が入るとか、あるいは入居者に対して…国とか道とかから助成が付いて、その結果、家賃を低く設定できるとか、何か特典はあるのでしょうか。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） 地域優良賃貸住宅につきましては、中堅所得者向けの住宅として今回整備するものでありまして、住宅の補助金といたしましては、公営住宅と同様にですね、国から助成があるということになります。

住宅料につきましては、公営住宅と同様に住宅の規模、そして入居者によって家賃設定するものであります。以上です。

○議長（近藤八郎君） 2番 中田議員。

○2番（中田豪之助君） 確認なんですけれども、そうすると…地域優良賃貸住宅だからといって、何か入居者にメリットはあるんですか、ないんですか。

○議長（近藤八郎君） 平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） 公営住宅ですと中堅所得者は入れないということになりますけども、町内の中堅所得者も入れるような住宅ということになっております。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 26 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 26 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 9 議案第 27 号「下川町営住宅使用条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 27 号 下川町営住宅使用条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、町営住宅整備事業において、今年度除却した住宅の、住宅の種別、位置及び戸数等に係る条例の改正であります。

事業の概要につきましては、町営住宅において、昭和 47 年度建設の木造二階建 1 棟 2 戸、昭和 52 年度建設の木造二階建 1 棟 1 戸、床面積合計 213.03 ㎡を除却したことから、条例の別表から削除するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 27 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 27 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 10 議案第 28 号「下川町新規就農者等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 28 号 下川町新規就農者等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、下川町農業の担い手を確保し、新規就農者の早期定着並びに経営の安定化を目的に、下川町農業振興審議会からの答申や農業委員会等の意見を踏まえ、下川町新規就農者等に関する条例の一部を改正するものであります。

条例の主な見直しにつきましては、単身においても新規就農者等の認定申請を可能にすること、生活環境整備に対する支援内容を拡充する等であります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第 28 号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 11 議案第 29 号「下川町地域間交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 29 号 下川町地域間交流施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、下川町の恵まれた自然環境を背景に、各種体験活動の場を提供し、都市住民と町民との交流を促進するとともに、地域の活性化を図ることを目的に、平成 18 年 12 月に下川町地域間交流施設を設置したところであります。

平成 21 年度からは、施設の管理を指定管理者に移行し、環境配慮型の施設運営を行いながら各種体験メニューを提供し、利用者へのサービス向上と利用率向上に努めているところであります。

今回の条例改正の主な内容につきましては、条例の設置の目的達成のため、ファミリー層や長期滞在型の利用を促進していくことを念頭に置きながら、コロナ終息後の需要を見据えた適切な利用料金を設定し、安定した収入を確保することにより、利用者への更なるサービスの向上と利用率向上を図ることを目的に、別表の利用料金を見直すものであります。

この度提案する利用料金見直しの考え方につきましては、1 棟当たりの利用料金に含まれる消費税相当分を令和元年 10 月の消費税率改正後 10%として算出するとともに、一人当たりの素泊り料金がビジネスホテルより安価とされているゲストハウスやユースホテル並みの金額相当で、これまでと同様に長期滞在利用が割安となる利用料金設定を基準としながら、1 年を通じて需要の平準化を図るため、季節変動料金にも対応できるように上限金額を設定するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4 番 春日議員。

○4 番（春日隆司君） 本案については、非常にタイムリーな…適切な提案だと思います。

本案につきましては、公共料金の見直し、さらには消費税が 8%から 10%…遅延していた転嫁ですね…それら含めた提案だと思います。

公共料金の見直し、消費税については、議会でもいろいろ議論がなされたところであり、つい先般ですね…令和 2 年度の決算認定特別委員会において、公共料金の見直し、さらには行革等々、さらには消費税転嫁について、理事者総括において、コロナ業務で多忙のため、公共料金とか消費税の転嫁については延期をしていきたいという方針が示されました。そんな中で、今回、タイムリーではあるけども唐突だなということを感じた次第です。

そこで、方針が変更されたのか、今後どういうふうな方針で臨むのかをお尋ねいたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） 公共料金については、一斉に…一定程度取りまとめをしながら、一括してというのが理想だとは思いますが、この地域間交流施設は、以前にも一度提案をさせていただいたところでございますし、また、民間事業を少しでも活発化していくということと、アフターコロナを意識いたしまして、早期に改正が必要であろうという考え方の中で今回提案をさせていただきますので、御理解をいただければと思います。  
以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 提案理由のとおりなんですが、御案内のとおり、地方自治法が改正されて、自治体においても…町村は努力目標なんですが…自治体のガバナンスですね、いわゆる統治・統制・管理というものが法改正で義務化されてきております。

先ほど言った、町については努力義務ですが、いわゆる町長のグリップですね、是非そういうところも認識され、一貫した統治・統制が図られるよう望みます。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第29号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第12 議案第30号「下川町国民健康保険条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第30号 下川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、予防接種法及び検疫法の一部を改正する法律が施行されたこと、健康保険法施行令等の一部を改正する政令の規定に基づき取扱いに即した条文とすることなどのため、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容につきましては、新型コロナウイルス感染症の定義が規定されたこと、出産育児一時金の条項について、政令の規定に基づき、本体給付額と加算金額に分けて規定するものであります。

以上申し上げまして、提案理由といたしますが、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 市田尚之 保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） それでは私の方から、議案第 30 号 下川町国民健康保険条例の一部を改正する条例について、御説明申し上げます。

本条例の主な改正につきましては、厚生労働省による国民健康保険法施行令等の出産育児一時金等の規定の改正によるものでございます。

今回、国の一部改正に併せて、本条例を字句の整理を含め、一部改正するものでございます。

それでは、議案第 30 号説明資料の 4 ページを御覧いただきたいと思っております。

出産育児一時金の支給額の規定の改正等についての表の方を御覧いただきたいと思っております。

主な内容といたしましては、このほど法の改正で、出産育児一時金の支給額…これの現行 40 万 4,000 円を、改正後では 40 万 8,000 円に、加算額の産科…これは産科医療補償制度の掛金でございますが…掛金の現行が 1 万 6,000 円から、改正後では 1 万 2,000 円と改めてございます。なお、合計額についての変わりはありません。

また、下川町では、これまで下川町国民健康保険条例において、出産育児一時金と産科医療補償制度の掛金の合計額として 42 万円の支給とし、条例で定めておりましたが、このほど法との整合性を図るため、本条例の規定を合計額ではなく支給額と加算額とで分けて改正を行うものでございます。

次に、1 ページの下川町国民健康保険条例新旧対照表を御覧いただきたいと思っております。

この表の第 7 条の中で、42 万円を 40 万 8,000 円に改め、ただし書きで加算の上限を 3 万円と規定し、追加してございます。

また、加算金額の産科医療補償制度の掛金でございますが、この 1 万 2,000 円につきましては規則で定め、この加算の上限内にて支給をしたいと思っております。

次に、2 ページの附則の第 3 項では、新型コロナウイルス感染症の定義が規定されておりますので、これを改正してございます。

なお、施行期日につきましては、本条例は公布の日からの施行とし、ただし、第 7 条第 1 項の規定につきましては、令和 4 年 1 月 1 日からの施行といたします。

以上で私の方からの条例改正の説明を終わりたいと思っております。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

7 番 小原議員。

○7 番（小原仁興君） 国民健康保険条例について質問いたします。

新旧対照表の 1 ページに、町長が必要があると認める場合に 3 万円を上限として加算す



るものというふうに定められました。

これはどういうことを想定して3万円の上限を付けて…補助を手厚くするのか。例えばですね、早産して、高度な医療体制の中で管理しなきゃいけなくなったとか、思わぬ出費が生じた時に、それを申請すれば…これが認められるという解釈なのでしょうか、回答を求めます。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） お答えしたいと思います。この3万円につきましては、国の方もですね…支給金額のところの加算額というのは3万円としています。それに合わせた形で…私ども条例につきましても…この3万円を合わせてございます。

この3万円以内というのは、あくまでも先ほど申し上げました…産科医療補償制度の掛金でございます。ですから、国の方で…例えば金額が変われば、この範囲の中において本町も支給という形でございますので、特に…町長がというところではなく、国の基準に合わせての金額というふうに設定してございます。以上でございます。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

5番 我孫子議員。

○5番（我孫子洋昌君） 同じく国民健康保険条例の出産育児一時金の件なんですが、下川で出産される方というのが一定数いるとして、ほとんどは名寄市立病院で出産される方が多いのかなというふうに思います。中には旭川であるとか、場合によっては里帰り出産みたいな形で出産される方も一定数いるかと思われま。

今回の出産一時金というのは、国の制度で、国民健康保険に基づく…そういった予算措置ということなんでしょうけれども、これとは別にですね…関連すると思いますのでちょっと質問したいんですけども、このほかに…例えば下川町の…出産されようとする方が、独自に何か支援を得られるような…例えば里帰り出産の旅費であるとか、逆に親御さんだとか遠くの方に下川に来てもらって出産直後の生活をサポートしてもらうための旅費を支援するだとか、何かしらそういった…出産に関わる支援策といったものというのは、何かこう一連のものというのがあれば…幾つかあるとは思いますが…そのあたり…この場でもしお示しいただけるものがあれば、「なるほど…下川で暮らしていて、下川で出産というものを迎えると、これだけの手厚い支援策があるんだな」というのを実感できるかと思うんですが、そのあたり担当課の方で何か…今パッと出せるものがあればお示しください。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

市田保健福祉課長。

○保健福祉課長（市田尚之君） お答えいたします。すみません…急な事だったので、金

額についての御質問はちょっと控えさせていただきますが、下川に帰ってきて出産するという意味においては、非常にハードルが高いということで、我々保健福祉課としましては、保健師にそういった相談…出産前、こういったところの相談業務については承っております、産後についても…そういった帰られるまでのケアというのは行っているということでございます。

すいません…ちょっとほかいろいろと…育児についてはいろいろと施策がございますが、今手元にないので…以上にしたいと思います。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、これで質疑を終わります。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 30 号を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 30 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 13 議案第 31 号「下川町道路線の廃止について」及び、日程第 14 議案第 32 号「下川町道路線の認定について」を一括議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 31 号及び議案第 32 号 下川町道路線の廃止及び認定につきましては関連がございますので、一括して提案理由を申し上げます。

本案は、上名寄川向地区の林業専用道矢文東線利用区域の設定に伴い、道路法第 8 条及び第 10 条の規定により、関連する町道路線の廃止及び認定を行うものであります。

議案第 31 号で廃止する路線は、矢文東線であります。

議案第 32 号で認定する路線は、矢文東線の終点及び延長を変更し、再認定をするものであります。

以上申し上げます、提案理由といたしますが、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） それでは私から、議案第 31 号、第 32 号 下川町道路線の廃止及び認定について、参考資料No.2 に基づきまして御説明申し上げます。資料を御覧ください…よろしいでしょうか…はい。

本件は、町道矢文東線の廃止及び認定でありまして、表ページの点線部分が廃止する道路線であり、裏面のページの実線部分が改めて認定する道路線となります。

網掛けとなっています利用区域面積…約 2,000ha ありますが、こちらは令和 4 年度から 10 年間で約 171ha の森林施業を計画しておりますが、路面の損傷が激しく、森林施業及び木材運搬に支障を来すことから、林業専用道として令和 4 年度から 7 年度までの 4 か年で整備を計画しております。林業専用道として、国、道よりの補助金を受け、事業を進めるに当たっては、利用区域内の町道路線を廃止する必要があります。

また、町道の起点、終点を変更する場合は、道路線全体を廃止し、必要な道路線を再度認定する必要があることから、総延長 7,356.7m を廃止し、利用区域内の 4,627.2m を除く 2,729.5m を再度町道として認定するものです。

以上で説明を終わらせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。なお、議案番号を指定の上、よろしくお願いいたします。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。議案番号を指定の上、よろしくお願いいたします。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 31 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 31 号は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第 32 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 32 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 15 議案第 33 号「令和 3 年度下川町一般会計補正予算（第 9 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 33 号 令和 3 年度下川町一般会計補正予算（第 9 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 3 年度一般会計の第 9 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 1,903 万円を減額し、総額を 54 億 969 万円とするものでございます。

今回の補正の要因につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に係るもの、緊急を要するもの、事務事業の確定及び見込み等によるものでございます。

主な補正予算の概要を申し上げますと、農林業費では、多面的機能支払交付金事業に係る経費、私有林整備支援事業に係る経費を、商工労働費では、特産品応援事業に係る経費、原油価格高騰対策事業に係る経費を計上しております。

教育費では、大学生等生活応援事業に係る経費のほか、来年 2 月に中国で開催される北京冬季オリンピックのスキージャンプ競技に本町出身選手の出場が見込まれることから、選手の応援に係る経費を計上しております。

なお、これらの財源といたしまして、新型コロナウイルス感染症の影響で中止や見直しを行った事業の予算を減額計上し、感染症対策に充てることとしているほか、分担金及び負担金、使用料及び手数料、国・道支出金等をそれぞれ計上しております。

次に、第 2 条の債務負担行為補正の追加につきましては、農業者が借り入れた新農業基盤活性化資金に対する利子補給の期間及び限度額を定めるものでございます。

第 3 条の地方債補正につきましては、事業の確定等による変更となっております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 年末を迎えます補正予算に当たりまして、基本的な考え方…3点ほどお伺いさせていただきます。

長期化するコロナの影響については、じわりじわり住民生活にも影響が出ていると思います。一方で、また他方…産業界においても、いろんな要因が加味されながら、いろんな影響が出ていると思います。一方で、ほかの自治体などを見ても、年末に向けて…やはり生活の困窮者、弱い…年金者、低所得者の方々に対しての支援が予算化されているところもございます。

そこで、非常に…じわりじわりボディブローのように効いてくる…弱い方々に効いてきている状況だと思いますが、今回予算計上がない中で、これまでの町のコロナ対策において、生活困窮者、低所得者、年金者等、弱い方々への支援について、行き届いていると…今回必要ないという判断なのではないでしょうかが第1点目でございます。

もう1点、原油の高騰等につきましては、住民生活ばかりではなくて、農業、林業、産業、さらには中小企業等にも既に影響が出てきております。

このような中で、これら産業…重油高騰に対する影響の対策については、今回補正予算には上がっていないんですが、今後どう対応するのかというところが第2点目でございます。

それから、3点目でございますが、これまでコロナの支援について、商品券というものをを用いて支援をしてきております。住民からしますと、これは間接的な支援ということでございますが、地域でお金が回るというところで非常に利点があると。といつつ、既存の支出に回ってしまうという…欠点というんですかね…商品券についてはそういうこともございます。

新規の需要を開拓すると、これが…やはりコロナ支援でも、地域の経済でも極めて重要であるというふうに思いますが、もしお分かりになれば、商品券なり…そういうものの新規需要の…どのぐらい広がっていくのかというところが…イメージでも分かれば、ちょっと把握したいなということでお聞きいたします。新たな商品券で新規の需要開拓がどのぐらい…10%なのか、20%ぐらい広がっていくのかなと、そういうところの3点、御質問いたします。

○議長（近藤八郎君） 答弁を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 3点のうちの一つ目でございますけども、年金者や低所得者に対しての支援はどうだったのかということですが、総合的に見てですね…令和2年度、そして3年度と、国の臨時交付金等も補助していただきながらですね、相当数…様々な事業展

開をしてまいりました。生活支援だけではなくて、経済対策、あるいはまた社会活動、さらに感染対策ということで、大きく四つの視点でこれまで支出をしてきたわけですが、住民生活の…特に生活弱者の方々の支援も…トータルで考えますと様々なところで支援がされてるのではないかと認識してるところでございます。

今後も…コロナの感染状況にもよりますけれども、更にもその点について考慮をしながらですね、考えていく必要があるだろうということで考えてございますので、御理解いただければと思います。

また、2点目の、産業に対する支援でありますけれども、これについても、飲食店業界など、特に厳しいサービス事業者に対しましては、令和2年度から相当の支援をさせていただいているところでございます。

また、産業界におきましても、商工業、あるいはまたウッドショックなどの対策として林業界等の支援、さらに農業対策等についても、外国人の…本町に来町されない方々への…かかる経費等についても支援をさせていただいたということで、一定程度は広く産業界に支援をしてきたのではないかと自負しているところであります。

また、3点目の…ちょっと商品券については、詳細をまだ把握してございませんので、これについて…また機会があったら御紹介できれば説明をさせていただければと思っておりますので、御理解をいただければと思います。以上です。

○議長（近藤八郎君） 4番 春日議員。

○4番（春日隆司君） 2点目なんですが、ちょっと質問の趣旨がうまく伝わらなかったみたいですが、原油高騰に関わる今後の支援ですね、原油が高騰して…今現在も影響が出てきている農業、林業等々、後、地元の化石燃料を使う業者の方もたくさんおられるんで、そのへんの支援ということでお聞きします。

○議長（近藤八郎君） 改めて答弁をお願いします。  
町長。

○町長（谷 一之君） 現在は、住民生活ということで個人を対象にそれぞれ個別に支給を考えてございますので、今回…12月定例会議の中で計上してございますが、産業界については、今、国や道の方も検討してございますので、そのへん少し情報を集めてですね、次回にそういう機会がございましたら、また町として独自の政策を作ってまいりたいと思っております。以上です。

○議長（近藤八郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第33号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 16 議案第 34 号「令和 3 年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 34 号 令和 3 年度下川町下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 3 年度下水道事業特別会計の第 3 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 2 万円を減額し、総額を 3 億 3,778 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、下水道費の一般管理費では、各種会議等の中止に伴い、旅費を減額し、施設管理費では、燃料単価高騰に伴い、下川浄化センターの燃料費を増額計上しております。

また、公債費では、長期債償還額確定に伴い、償還元金を増額、償還利子を減額しております。

なお、歳入では、歳出の補正減に伴い、一般会計繰入金を減額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありましたので、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 34 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

ここで、換気のため、5分間休憩いたします。

---

休憩 午前11時13分

---

再開 午前11時17分

---

○議長（近藤八郎君） 休憩を解き、会議を再開いたします。

日程第17 議案第35号「令和3年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第35号 令和3年度下川町簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和3年度簡易水道事業特別会計の第2回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ24万円を追加し、総額を1億8,025万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、総務費で、職員の異動に伴い、給料、職員手当を増額計上しており、また、各種会議等の中止に伴い、旅費を減額しております。

管理費では、燃料単価高騰に伴い、浄水場の燃料費を増額計上しております。

建設費では、下川浄水場建設用地購入及び建築物等移転補償を計上しております。

公債費では、長期債償還額確定に伴い、償還元金を増額しております。

歳入では、下川浄水場建設用地購入に伴い、簡易水道等施設整備費国庫補助金を増額計上しております。

また、歳出の補正増に伴い、一般会計繰入金を増額計上しております。

以上申し上げまして、提案理由といたしますが、詳細につきましては、担当課長に説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

○議長（近藤八郎君） 平野建設水道課長。

○建設水道課長（平野好宏君） それでは私から、議案第35号 令和3年度簡易水道事業特別会計補正予算（第2号）の概要につきまして、議案第35号説明資料に基づきまして説明させていただきます。資料を御覧ください…よろしいでしょうか…はい。

今回の補正の要因につきましては、異動に伴う人件費の補正及び、下川浄水場建設用地購入等に伴う補正となっております。



はじめに歳出から御説明いたします。

総務費の一般管理費では、令和3年4月1日付人事異動に伴います人件費を69万円増額するもので、内訳といたしましては、職員給与費14万円、職員手当54万円、共済組合負担金1万円をそれぞれ増額しております。

次に、コロナ禍における会議等の中止に伴い、旅費を6万円減額しております。

次に、財源調整に伴い、基金積立金を437万円減額しております。

管理費の施設管理費では、燃料高騰に伴い、下川浄水場の燃料費を15万円増額するものです。

建設費の建設事業費では、来年度着工を予定しております下川浄水場建設用地購入費として215万円と、建築物等移転補償費166万円を増額しております。

購入予定地は、取水施設と隣接している9筆で、面積10,024.63㎡となっております。

また、建物移転補償といたしましては、購入予定地内にある木造平屋建ての建物3棟と、立木70本の補償となっております。内訳といたしましては、建物補償費が159万5,000円、立木補償費が6万2,000円となっております。

公債費では、長期償還金の額確定に伴い、償還元金を2万円増加しております。

次に、歳入につきましては、下川浄水場用地購入費に伴う国庫補助金として23万円を増額しております。

下川浄水場建設用地は10,024.63㎡となっておりますが、補助対象面積は、施設用地に関する2,800㎡となっており、補助率は3分の1となっております。補助対象となる購入費は70万円であり、その3分の1となる23万円を計上しているものです。

また、財源調整のため、一般会計繰入金として1万円を増額補正するものです。

以上、補正予算の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明並びに詳細説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 35 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 35 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 18 議案第 36 号「令和 3 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 36 号 令和 3 年度下川町介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 3 年度介護保険特別会計の第 3 回目の補正予算でありまして、介護保険事業勘定では、歳入歳出それぞれ 103 万円を追加し、歳入歳出総額を 5 億 2,326 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、人事異動に伴う人件費の調整により、総務費を減額計上し、地域支援事業費を増額計上するほか、額の確定に伴い、基金積立金、償還金を増額計上しております。

歳入につきましては、国庫支出金を減額し、支払基金交付金、繰入金を増額計上しております。

次に、介護サービス事業勘定では、歳入歳出それぞれ 333 万円を追加し、歳入歳出総額を 3 億 6,306 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出につきましては、人事異動、燃料単価の高騰及び施設設備の修繕で、総務費を増額計上しております。

歳入につきましては、財源調整に伴う繰入金、ICT 導入に伴う道支出金をそれぞれ増額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 36 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第 36 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 19 議案第 37 号「令和 3 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 37 号 令和 3 年度下川町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 3 年度国民健康保険事業特別会計予算の第 2 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 103 万円を減額し、総額を 5 億 671 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、総務費で人事異動による給与等の人件費の増額、諸支出金で国庫支出金等、額の確定に伴う増額に加え、財源調整のため基金積立金を減額計上しております。

歳入におきましては、職員給与費等に係る繰入金及び保険基盤安定繰入金等の額の確定により、一般会計繰入金を減額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。  
これから討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。  
これから、議案第 37 号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。  
したがって、議案第 37 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 20 議案第 38 号「令和 3 年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）」を議題といたします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 38 号 令和 3 年度下川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、令和 3 年度後期高齢者医療特別会計予算の第 2 回目の補正予算でありまして、歳入歳出それぞれ 151 万円を減額し、総額を 6,363 万円とするものであります。

補正の概要を申し上げますと、歳出におきまして、額の確定により、北海道後期高齢者医療広域連合に対する事務費負担金及び保険料等負担金を減額計上しております。

歳入につきましては、額の確定により、一般会計繰入金を減額計上しております。

以上申し上げますと、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。  
これから討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。  
これから、議案第 38 号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。  
したがって、議案第 38 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 21 議案第 39 号「令和 3 年度下川町病院事業会計補正予算（第 4 号）」を議題といたします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 39 号 令和 3 年度下川町病院事業会計補正予算（第 4 号）について、提案理由を申し上げます。  
本案は、収益的支出におきまして、病院事業費用を 463 万円追加し、支出総額を 5 億 9,428 万円とするものであります。  
補正の概要を申し上げますと、職員及び会計年度任用職員の異動等により、医業費用の給与費を補正するものであります。  
以上申し上げまして、提案理由といたしますので、よろしく御審議の上、御協賛のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありましたが、これから質疑を行います。  
質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。  
まず、原案に反対者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

(な し)

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。  
これから、議案第 39 号を採決します。  
本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。  
したがって、議案第 39 号は、原案のとおり可決されました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第 22 諮問第 2 号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。  
本案について、提案理由の説明を求めます。  
町長。

○町長（谷 一之君） 諮問第 2 号 人権擁護委員候補者推薦について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を法務大臣に推薦するための諮問であります。

現在の委員であります山崎<sup>やまざき</sup>春日<sup>はるひ</sup>氏は、令和 4 年 3 月 31 日をもって任期満了となりますが、引き続き令和 4 年 4 月 1 日から 3 年間の任期中で人権擁護委員の候補者として推薦するものであります。

人権擁護委員につきましては、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及、高揚に努めることを使命とすることとなっております。

山崎 春日 氏は、人権擁護委員として 1 期 3 年の経験を有するほか、下川町民生委員児童委員協議会の主任児童委員や、下川町次世代育成支援推進協議会委員に就任されるなど、主に児童福祉関係に豊富な知識を有していることに加え、地域の実情に通じた人格、識見ともに優れた方であり、人権擁護委員として最適任者と考えます。

以上の理由から、推薦いたしたく存じますので、よろしく御賛同のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありました。質疑、討論を省略し、採決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認めます。

これから、諮問第2号を採決します。

本案は、原案のとおり適任とすることに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、諮問第2号は、原案のとおり適任とすることに決定しました。

---

○議長（近藤八郎君） 日程第23 諮問第3号「人権擁護委員候補者の推薦について」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 諮問第3号 人権擁護委員候補者推薦について、提案理由を申し上げます。

本案につきましては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を聞いて人権擁護委員の候補者を法務大臣に推薦するための諮問であります。

現在の委員であります筒渕<sup>つつぶち</sup> 忠雄<sup>ただお</sup>氏は、令和4年3月31日をもって任期満了となります。

新任の委員候補者につきましては、令和4年4月1日から3年間の任期で、松野尾<sup>まつのお</sup> 道雄<sup>みちお</sup>氏を人権擁護委員の候補者として推薦するものであります。

人権擁護委員につきましては、国民に保障されている基本的人権を擁護し、自由人権思想の普及、高揚に努めることを使命とすることとなっております。

松野尾 道雄 氏は、長きにわたり下川町立特別養護老人ホーム「あけぼの園」で勤務され、同園の園長などを歴任し、主に高齢者福祉行政に携わっており、また、平成27年7月からは教育長として教育行政の要となっていたほか、名寄地区保護司会理事や公益法人北海道社会福祉士会道北地区支部相談役を務めるなど、豊富な知識と地域の実情に通じた人格、識見ともに優れた方であり、人権擁護委員として最適任者と考えられます。

以上の理由から、推薦いたしたく存じますので、よろしく御賛同のほどお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま、提案理由の説明がありました。質疑、討論を省略し、

採決することに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 異議なしと認め、これから、諮問第3号を採決いたします。  
本案は、原案のとおり適任とすることに賛成の方は、起立願います。

(賛成者起立)

○議長(近藤八郎君) 全員起立です。  
したがって、諮問第3号は、原案のとおり適任とすることに決定いたしました。

---

○議長(近藤八郎君) 日程第24 報告第7号「令和3年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告について」を議題といたします。

本案について、報告を求めます。

町長。

○町長(谷一之君) 報告第7号 令和3年度教育委員会の事務に関する点検・評価報告について、御報告申し上げます。

本件は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、教育委員会の責任体制の明確化の一つとして、毎年、事務の管理及び執行状況について点検・評価を行い、その結果に関する報告書を議会に提出するとともに、公表することとされております。

点検・評価の対象事業は、令和2年度分の学校教育、生涯学習、生涯スポーツ及び、芸術文化に関する推進施策と事業内容であります。

点検・評価の方法については、内部評価は教育委員会で実施し、外部評価として11月19日開催の総合計画審議会の福祉教育部会で説明し、御意見を頂いているところでございます。

点検・評価結果については、事務事業の効果的な実施や見直し、予算編成など、教育行政の執行に反映させるものであります。

以上申し上げます、報告とさせていただきます。

○議長(近藤八郎君) ただいま報告がありました、特に質疑ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(近藤八郎君) 質疑なしと認めます。

以上で報告を終わります。

---

○議長(近藤八郎君) 日程第25 総務産業常任委員会から、「町内所管事務調査結果報告」を行います。



なお、報告事項については、印刷してお手元に配布しておりますので、委員長の報告は簡潔にお願いいたします。

大西 功 総務産業常任委員長。

○総務産業常任委員長（大西 功君） 当委員会が実施した町内所管事務調査の結果を議会会議条例第 79 条の規定に基づき、次のとおり報告します。

目的としまして、各種事務事業の執行状況及び施設の管理運営状況を調査し、今後の行政推進に資すること。

調査期間は、令和 3 年 10 月 14 日、15 日の二日間で、出席委員は 8 人全員でございます。

調査内容としまして、まず、育苗ハウスバイオマスボイラーの状況、増設した温風暖房機の状況。

次に、外国人農業実習生宿舎の内部状況。

次に、元町団地の建設現場。

次に、ふるさと交流館の現状。

次に、特定地域づくり事業の状況。

次に、町有遊休地視察でございました。

所管事務調査に当たっては、現地調査を基本とし、施設の管理運営や各種事業の執行状況について担当課長等の説明を受け、質疑や意見を述べたところであり、その結果について、次のとおり概要及び所見を報告します。

まず、育苗ハウスバイオマスボイラーの状況、増設した温風暖房機の状況について。

バイオマスボイラーの温水缶体内で水漏れが生じている。どの部分から漏れているか不明であり、溶接しても全てを溶接するのは困難である。

今回、育苗ビニールハウスの C 棟に増設した温風暖房機は、温風ボイラーから 4 本のダクトを延ばし、ハウス内を均等に暖める予定である。

所見としましては、育苗施設のバイオマスボイラーは、同等施設の再整備をすることには疑問がある。将来、木質ボイラーをどのようにしていくかの検討をすべきである。また、施設の運営には、北はるか農業協同組合にも積極的に関与を求めるべきであり、施設のあり方の見直し、又は再検討をすべきである。

次に、外国人農業実習生宿舎の内部状況。

個室は 5 部屋あり、施設の所有は北はるか農業協同組合であり、外国人技能実習生受入協議会と 10 年の賃貸借契約を締結している。新型コロナウイルス感染症により外国人技能実習生の入国ができず、利用者がいないため、利用料収入は発生していない。そのため、JA 独自の支援策として、家賃の減免の予定である。

所見としましては、農業技能実習生として来町する外国人に対する住宅の確保や生活環境の充実を図る上で、その目的を達成するためには良い施設である。しかし、令和 4 年度も外国人農業技能実習生が利用することが厳しい状況であれば、大学生の援農利用等の目的外利用の許可も検討してみるべきである。

次に、元町団地建設現場。

住宅は木造2階建てで、1階は、ワンルーム1戸、1LDK1戸、3LDK1戸、2階は、1LDK2戸の1棟5戸建てである。来年3月中に入居者の募集を行い、4月から入居を始められる予定である。

所見としまして、地域住民による周辺の利用実態への配慮はしていく必要がある。また、公営住宅敷地内における積雪時の排雪のことも考慮しているようであるが、堆積場所が町道のカーブ角地であり、堆積した雪によって通行の際に死角になることで交通の支障も想定されることから、堆積方法等の検討をすべきである。

次に、ふるさと交流館の現状。

ふるさと交流館は、令和3年度から予約制で開館しているが、本年10月10日までの開館日数は13日間である。7月31日から企画展を実施し、67人の参加者となっている。

所見としましては、歴史を残す施設として必要性はあり、また、施設の展示内容は面白いが、再度見学するかとなると厳しい施設である。現状のままだと施設の閉鎖も視野に入ってくる可能性があることから、類似や近隣の施設から展示物を借りて展示する等の方法も検討すべきである。札天山と同様の史料は必要なく、それぞれの特徴をいかした展示を模索すべきであり、史料展示に縛られない将来を見据えた活用を求めるものである。

また、所管課長が展示説明を続けるような方法は、事業の継続性の観点から改めるべきである。

次に、特定地域づくり事業の状況でございます。

令和2年度は2名の派遣職員を雇用、派遣先は3社であった。令和3年度の派遣職員の雇用は3名で、派遣先は5社である。派遣職員は無期雇用職員であるが、扱いはアルバイトである。一人当たりの賃金は18万円を基準として休めば減額となり、18万円を超える場合は時間外手当が支給される。事業の利用料金は派遣先ごとの設定になっている。

委員からの質問で「利用料金の差の根拠は」に対して、政策推進課長からは「仕事の内容による内部協議の結果である」との説明があり、「派遣職員はシフトを組んで派遣先を回っており、仕組み上1か所に1日中の派遣とはならない」とのことであった。

令和3年7月に事業協同組合定款の組合員の資格に「農業」を追加し、特定地域づくり事業の利用拡大を予定しているが、説明会は開催できていない状況である。

今後は雇用人数を増やす予定であるとのことだが、目標人数は未定である。

所見としまして、もっと横展開を考えるべきであるが、採用した人材は後継者になり得るのかが疑問であり、派遣で終わってしまうことのないように制度を活用していくべきである。

また、事業主体は下川事業協同組合となっており、十分な事業実施が可能なよう、補助率の変更などの状況の変化に対応できるようにすべきで、基金を積むなどの措置を採っていくべきである。制度導入をした上は、町も責任を持って進めるべきである。

最後に、町有遊休地視察でございます。

町有の遊休地について、理事者と所管課長が10月1日に現地調査を実施した箇所について、議会としても共通認識を持つために主要な箇所について現状を確認したところでございます。

所見としまして、現状の利用は雪捨て場としての利用がほとんどである。下川町は積雪地であるため雪捨て場は必要であるが、当該利用を鑑みると冬期の状況も確認すべきであ

り、その結果、単なる空き地であるか否かをもって優先順位を付けて活用を取り進めるべきである。

また、遊休地の場所によっては宅地としての分譲も考えられるが、仮に雪捨て場として考える箇所は暗渠管の埋設等の排水処理を考慮すべきであり、夏期の景観も考慮した上で管理方法を選択すべきである。

行政としての活用方法の指定も考慮しつつ、町民の意向を聞いて早期に方向性を示してもらいたい。

総合の所見といたしまして、議会や委員会等で指摘した事項、意見等については、速やかに検討すべきである。

以上でございます。

○議長（近藤八郎君） 以上で報告を終わります。

---

○議長（近藤八郎君） 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会とします。

なお、12月定例会議の再開は、12月15日、午前9時30分ですので、御出席をお願いいたします。以上です。

午前11時47分 散会